

平成19年10月 3日

日本語日本文化教育センター

教授 水田 明 男 殿

人事労務室長

佐々木 順 司

平成19年10月1日付け申入書に対する回答について

日頃から大学運営についてご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、貴殿が平成19年10月1日から箕面地区の過半数代表者となった旨の申入れが今般ございましたが、労働基準法の規定に照らし、その選出手続きには問題があると、大学としては考えております。

そこで、別紙に記しましたように、今後、吹田、豊中及び附属病院地区と同様に、「過半数代表者の選出手続き等に関するガイドライン」の定めるところにより、過半数代表者の選出を行いたく存じますので、その旨お含み下さい。

なお、労使協定の締結等について、過半数代表者との間で行う協議は、労働組合と行う団体交渉・労使協議とは性格を異にするものであり、過半数代表者と労働組合との協議を兼ねて行うようなことはいたしませんので、そのことについても、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以 上

(別紙)

箕面地区における過半数代表者の選出について

- 労働基準法は、当該事業場における過半数組合、または過半数組合が存在しない場合には労働者の過半数を代表する者（過半数代表者）を就業規則の作成・変更時における意見聴取の相手方や、三六協定を始めとする労使協定を締結する際の相手方当事者として規定している。

旧大阪外国語大学においても、このような過半数組合が存在しなかったことは、労働組合（教職員組合）自身の認識するところであった（そうでなければ、過半数代表者を選出する必要はない）といえることができる。

- しかるに、旧大阪外国語大学においては、労働組合の委員長等が教職員の過半数の支持を得ていることを証するための十分な手続きを経ないまま、これまで過半数代表者に選出されてきたものと解され、統合後の箕面地区においても、こうした状況に大きな変化はないものと考えられる。

しかし、こうした過半数代表者の選出方法は、労働基準法の規定に明らかに抵触するものであり、大学としては、これを認めることができない（このような過半数代表者が労使協定を締結した場合には、その効力が否定される可能性がきわめて高い）。

- よって、大学としては、箕面地区においても、他の吹田、豊中及び附属病院地区と同様に、「過半数代表者の選出手続き等に関するガイドライン」の定めるところにより、速やかに過半数代表者の選出手続きを進めることとした。

- なお、大学が問題としているのは、過半数代表者の選出方法であって、誰が過半数代表者に選出されるかという点には関心はない。したがって、仮に労働組合の委員長等が、上記の選出手続きによって箕面地区の過半数代表者に選出されたとしても、このことを問題とする考えはまったくない。

以 上